

豊見城市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊見城市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、豊見城市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(専決事項)

第4条 協議会の会長は、次に掲げる事項を事務局長に専決させることができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、発信、保存その他文書に関し必要な事項は、豊見城市が定める「豊見城市文書管理規則」の規定に準ずる。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

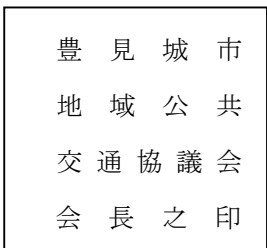
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月28日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状
豊見城市地域公共交通協議会会長之印		れい書	正方形

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
24×24	会長名発信文書	1	事務局長